ら十分に離れており、また、本件事業の完成後も周辺に生息環境を広く残すこととなるため、影響は軽微と評価されている。なお、オオタカについては、今後、本件区間及びその周辺で繁殖を行う可能性があるとされたことから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて保全措置を講じることとしている。さらに、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているコバネアオイトトンボ及びオオキトンボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びヒクイナが本件区間及びその周辺で確認されたが、これらが確認された河川は橋梁構造で渡河し、繁殖適地と考えられるため池等の改変は小規模な一部に限られ、生息・生育環境を広く残すことになることから、影響は軽微であると評価されている。なお、カスミサンショウウオは当初調査で卵嚢が確認されていることから、モニタリング調査を実施し、卵嚢が確認された場合は、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて移設等の保全措置を講じることとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ、コギシギシ、ヌマゼリ及びイヌノフグリが本件区間周辺で確認されたが、路面排水が直接生育地等に流入しないよう配慮した工事計画とすることなどから、また、準絶滅危惧のカワヂシャが本件区間内で確認されたが、計画路線から離れた所でも多数確認されていることなどから、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、うち３箇所については調査を完了し、記録保存の措置を講ずることとしている。また、残りの６箇所については、香川県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級及び第３種第２級の規格に基づく、４車線及び２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年３月５日付けで都市計画決定され、平成19年２月16日付けで変更決定した都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に各所で交通混雑が発生していることから、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められる。

また、香川県道路協会や香川県市町村道整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び水利権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項及び第138条第１項の規定により準用される第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　香川県東かがわ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中並びに湊字山下地内

○国土交通省告示第五百九十五号

平成二十二年建設省告示第千三百五号をもって実施した留明ダムの建設に関する基本計画に基づいて公示した留明ダム水系の留明ダム建設に係る工事実施基本計画を、平成二十二年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

○海上保安庁告示第百四十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

廃止年月日	位置	名称	所在地	北緯	東経
平成二十二年三月三十一日	納沙布岬	霧信号所	北海道根室市（納沙布岬）	四三―一三―〇七	一四五―四九―〇一
平成二十二年三月三十一日	花咲鼻	霧信号所	北海道根室市（花咲鼻）	四三―一六―四二	一四五―一一―九

変更した事項	位置	名称	所在地	北緯	東経
変更	小名浜港第一西防波堤南灯台	小名浜港第一西防波堤	福島県小名浜港（第一西防波堤南端）	三七―一五	一四〇―五三

変更年月日	位置	名称	所在地	高さ	光達距離	光度	実効光度	光弧	東経	北緯
平成二十二年三月十一日	小名浜港第一西防波堤南灯台	小名浜港第一西防波堤	福島県小名浜港（第一西防波堤南端）	火四地上からトップまで十九メートル	三・五海里	二五カンデラ	二五カンデラ	一九	一三六―五	三七―一〇一

○海上保安庁告示第百四十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

廃止年月日	位置	名称	所在地	北緯	東経
平成二十二年三月三十一日	落石岬霧信号所	落石岬灯台	北海道根室市（落石岬の東北東約一・七キロメートルの地点）	四三―〇九―五二	一四五―一三〇―五五

廃止年月日	位置	名称	所在地	北緯	東経
平成二十二年三月三十一日	和山霧信号所	日和山灯台	北海道小樽市（高島岬）	四三―一四―〇八	一四五―一一―〇一

廃止年月日	位置	名称	所在地	北緯	東経
平成二十二年三月三十一日	四子ノ埼霧信号所	四子ノ埼灯台	宮城県牡鹿郡女川町（出島）	三八―一二―〇	一四一―三二―四二